

令和8年8月29日からの大雨被害を受けられた皆さまへ

罹災証明書・被災証明書の申請受付について

このたびの大雨により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

坂井市では、令和8年8月29日からの大雨により被害を受けられた方を対象として、罹災証明書・被災証明書の交付申請を受け付けます。

■ 罹災証明書（居住家の被害）・被災証明書（居住家以外の被害）の手続きは何に必要？

- ・各種支援制度利用時（別紙「坂井市の各種支援制度のご案内」参照、災害見舞金等）、被害の程度を確認する際に照会します。
- ・ご自身が加入されている保険によっては、請求時の添付資料として求められる場合があります。（保険会社によっては、行政機関の証明書を必要としないこともあるので、ご契約の保険会社へ確認ください。）



各種支援制度

■ オンライン申請

電子申請（オンライン）は9月1日から受付を開始しており、24時間申請が可能です。窓口にお越しいただくことなく申請できますので、ご都合に合わせてご利用ください。

オンライン申請フォーム <https://logoform.jp/form/vZnt/1777002>



■ 対面窓口での申請

受付時間：午前9時00分～午後4時30分

受付場所：坂井市役所本庁舎及び各支所

■ 申請時にご準備いただくもの（窓口でもオンラインでも同様）

- ・被害状況が分かる写真
- ・被害を受けた住家等の位置が分かるもの（地図等）

※被害状況の写真は、建物全体が分かる写真、被害箇所が分かる写真、被害の程度が分かる近接写真など、できるだけ複数の方向・距離から撮影してください。

申請方法や罹災証明書等の活用方法など、詳しくは坂井市ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ】市民生活課 0776-50-3030

お困りのことがあればご相談ください

体調・健康・保健師による健康相談など
生活・家計・住まい・仕事など

健康増進課
福祉総合相談課

☎0776-50-3067

☎0776-50-3163

～どこに相談したらよいか分からない場合も、お気軽にご相談ください。～